

制度の名称	固定資産税の減免																									
支援の種類	減免又は免除																									
申請できる方	令和7年8月豪雨により、所有する固定資産に被害を受けた納税義務者																									
制度の内容	令和7年8月豪雨により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、8月11日以降に納期限が到来する令和7年度の固定資産税の税額減免を受けることができます。減免される割合は、下記のとおりです。 <table> <tr> <th>資産区分</th><th>損害の程度</th><th>減額又は免除の割合</th></tr> <tr> <td rowspan="4">家屋（住家）</td><td>全壊であるとき</td><td>全部</td></tr> <tr> <td>大規模半壊であるとき</td><td>10分の6</td></tr> <tr> <td>準半壊、半壊、中規模半壊であるとき</td><td>10分の4</td></tr> <tr> <td>準半壊以上で自ら解体したとき</td><td>全部</td></tr> </table> <table> <tr> <th>資産区分</th><th>損害の程度</th><th>減額又は免除の割合</th></tr> <tr> <td rowspan="4">家屋（非住家）</td><td>全壊流失埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき</td><td>10分の10</td></tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき</td><td>10分の8</td></tr> <tr> <td>屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</td><td>10分の6</td></tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</td><td>10分の4</td></tr> </table> 家屋の損害において必要な申請書類 家屋（住家） ・ 減免申請書 ・ リ災証明書（コピー可） ・ 解体がわかる書類（領収書等） 家屋（非住家） ・ 減免申請書 ・ 被害状況がわかる写真 ・ 家屋本体の修理に要する見積書又は領収書		資産区分	損害の程度	減額又は免除の割合	家屋（住家）	全壊であるとき	全部	大規模半壊であるとき	10分の6	準半壊、半壊、中規模半壊であるとき	10分の4	準半壊以上で自ら解体したとき	全部	資産区分	損害の程度	減額又は免除の割合	家屋（非住家）	全壊流失埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	10分の10	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4
資産区分	損害の程度	減額又は免除の割合																								
家屋（住家）	全壊であるとき	全部																								
	大規模半壊であるとき	10分の6																								
	準半壊、半壊、中規模半壊であるとき	10分の4																								
	準半壊以上で自ら解体したとき	全部																								
資産区分	損害の程度	減額又は免除の割合																								
家屋（非住家）	全壊流失埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	10分の10																								
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8																								
	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6																								
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4																								

（裏面へ）

	<table><tr><th>資産区分</th><th>損害の程度</th><th>減額又は免除の割合</th></tr><tr><td rowspan="4">土地</td><td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき</td><td>全部</td></tr><tr><td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき</td><td>10 分の 8</td></tr><tr><td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき</td><td>10 分の 6</td></tr><tr><td>被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき</td><td>10 分の 4</td></tr></table>	資産区分	損害の程度	減額又は免除の割合	土地	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全部	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4
	資産区分	損害の程度	減額又は免除の割合										
	土地	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全部										
		被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8										
		被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6										
		被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4										
	土地の損害において必要な申請書類 ・ 減免申請書 ・ 被害状況がわかる写真 ※現地調査が必要な場合があります。												
	<table><tr><th>資産区分</th><th>損害の程度</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr><tr><td rowspan="4">償却資産</td><td>全壊、流失、埋没等による除却</td><td>10 分の 10</td></tr><tr><td>価格の 10 分の 6 以上</td><td>10 分の 8</td></tr><tr><td>価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満</td><td>10 分の 6</td></tr><tr><td>価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満</td><td>10 分の 4</td></tr></table>	資産区分	損害の程度	軽減又は免除の割合	償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	10 分の 10	価格の 10 分の 6 以上	10 分の 8	価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満	10 分の 6	価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満	10 分の 4
	資産区分	損害の程度	軽減又は免除の割合										
	償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	10 分の 10										
価格の 10 分の 6 以上		10 分の 8											
価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満		10 分の 6											
価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満		10 分の 4											
償却資産の損害において必要な申請書類 ・ 減免申請書 ・ 被害状況がわかる写真 ・ 償却資産の修理に要する見積書又は領収書													
対象となる税額	・ 固定資産税：第 3 期（納期限：令和 7 年 9 月 1 日）以降の税額												
受付場所	氷川町役場 税務課 （氷川町島地 642 番地） ※宮原振興局では、受付しません。												
申請受付期間	令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 12 月 15 日（月）												
お問い合わせ先	氷川町役場 税務課 資産税係 TEL 0965-52-5853												